

改正

平成9年8月18日告示第21号  
平成12年6月29日告示第45号  
平成29年3月3日告示第12号  
平成30年5月16日告示第40号  
令和3年3月31日告示第42号  
令和4年3月31日告示第35号  
令和6年3月26日告示第17号

矢吹町資源回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の資源回収を実施する団体に対して奨励金を交付することにより、廃棄物の再生利用を促進し、その減量化及び廃棄物処理施設の延命化を図ることを目的とする。

(対象資源物の種類)

第2条 対象となる資源物の種類は、次のとおりとする。

- (1) 紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装)
- (2) 缶類(アルミ缶、スチール缶)
- (3) ビン類
- (4) ペットボトル

2 前項各号の資源物は町内から出された資源物を対象とし、町外及び事業所等から出された資源物は対象外とする。

(交付の対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる団体は、行政区、子供会、青年会、婦人会、老人会、PTA、スポーツ少年団、ボランティア団体、その他町長が適当と認める地域的団体とする。

(奨励金)

第4条 奨励金は、回収量1キログラムにつき7円を乗じて得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、再生利用ビン(生きビン)は別表により換算した重量とし、1キログラム未満の端数は、これを切り捨てる。

(団体の届出)

第5条 奨励金の交付を受けようとする団体(行政区を除く。)は、矢吹町資源回収実施団体届出書(第1号様式)を町長に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の規定に基づいて、登録したい団体は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

3 町長は、第1項の規定により提出された届出書の内容を審査し、適当であると認めたときは、矢吹町資源回収団体承認書(第2号様式)を交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収の実施後、矢吹町資源回収奨励金交付申請書(第3号様式)及びその他町長が特に必要と認める書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、資源回収の事実があった日から翌年度の末日までとする。

(奨励金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により奨励金を受けた団体であると認めたときは、その団体から当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成9年8月18日告示第21号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この要綱の施行の際現に作成されている改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。  
附 則（平成12年6月29日告示第45号）
  - 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。
  - 2 この要綱の施行の際、第4条の規定により現に登録している団体は、本規定による届出がされたものとみなす。  
附 則（平成29年3月3日告示第12号）  
改正  
令和3年3月31日告示第42号
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
附 則（平成30年5月16日告示第40号）
- この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度回収分から適用する。  
附 則（令和3年3月31日告示第42号）
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則（令和4年3月31日告示第35号）
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則（令和6年3月26日告示第17号）
- この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

再利用ビンの種類	単位	換算重量
1升(1.8リットル)ビン	1本	1キログラム
ビールビン	2本	1キログラム
ジュースビン	3本	1キログラム